

# 公立大学法人宮城大学連携講座等規程

平成30年2月28日

規程第158号

## (趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）における連携講座及び寄附講座（以下「連携講座等」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 連携講座等は、民間企業、団体及び研究機関等（以下「連携機関等」という。）と連携し、本学の主体性の下に、本学における教育の質の向上及び一層の充実を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 連携講座 授業科目の全部又は一部の講義を、連携機関等からの申出により、当該連携機関等からの講師派遣を受けて行うものをいう。
- 二 寄附講座 授業科目の運営に必要な経費の全部又は一部を、連携機関等から受け入れた公立大学法人宮城大学奨学寄附取扱規程（平成21年宮城大学規程第81号。以下「奨学寄附取扱規程」という。）第3条第1号に規定する奨学寄附金により賄うものをいう。

## (連携講座等の申込み)

第4条 連携講座等の申込みをしようとする者（以下「連携講座等申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を学長を経由して理事長に提出するものとする。

- 一 連携講座の場合 連携講座等申込書（様式第1号）
  - 二 寄附講座の場合 連携講座等申込書（様式第1号）及び奨学寄附申込書（奨学寄附取扱規程様式第1号）
- 2 既に開講されている授業科目に奨学寄附の申込みをしようとする者は、奨学寄附申込書（奨学寄附取扱規程様式第1号）を学長を経由して理事長に提出するものとする。

## (連携講座等の決定)

第5条 学長は、前条第1項に規定する申込みがあった場合は、教育研究審議会の議を経て、連携講座等の開講の可否について理事長に申出をするものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による学長の申出に基づき、連携講座等の開講の可否を決定し、連携講座等開講通知書（様式第2号）又は連携講座等開講辞退通知書（様式第3号）により連携講座等申込者に通知する。

## (奨学寄附の決定)

第6条 理事長は、第4条第1項第2号及び同条第2項に規定する奨学寄附の申込みがあっ

た場合は、奨学寄附取扱規程第4条第2項の規定による手続を経て受入れの可否を決定し、その結果を同条第3項の規定により連携講座等申込者に通知する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連携講座等について必要な事項は、別に定める。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

連携講座等申込者 印  
（連携講座等申込者の名称，主たる事業所の  
所在地及び代表者名）

連携講座等申込書

公立大学法人宮城大学における教育活動の充実及び進展を図るため，下記のとおり連携講義（寄附講座）を申し込みます。

記

- 1 連携講座（寄附講座）の開講の目的
- 2 授業科目のサブタイトルとなる連携講座（寄附講座）の名称
- 3 授業概要
- 4 連携講座（寄附講座）の開講希望時期及び期間
- 5 担当予定教員
- 6 その他

年 月 日

様

公立大学法人宮城大学理事長

連携講座等開講通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました本学に対する連携講座（寄附講座）につきましては、下記のとおりお受けいたします。

記

- 1 連携講座（寄附講座）の開講の目的
  
- 2 授業科目のサブタイトルとなる連携講座（寄附講座）の名称
  
- 3 連携講座（寄附講座）の開講予定時期及び期間
  
- 4 本学責任教員
  
- 5 講座担当教員
  
- 6 シラバス（添付）
  
- 7 その他

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

公立大学法人宮城大学理事長

連携講座等開講辞退通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました本学に対する連携講座（寄附講座）につきましては、これを辞退いたします。

記

辞退理由